平成２４年（フ）第５０号
京都府舞鶴市字公文名１番地
債務者　鴨田　市郎
1　決定年月日時　平成24年12月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月19日まで
5　免責審尋期日　平成25年２月20日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２４年（フ）第１００号
島根県出雲市大社町杵築西2499番地３
債務者　糸賀さゆり
1　決定年月日時　平成24年12月26日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月19日まで
5　免責審尋期日　平成25年２月19日午後４時
松江地方裁判所出雲支部

平成２４年（フ）第１０９０号
東京都東村山市青葉町３丁目１番地５ルーチェ星ヶ丘Ａ―105
債務者　本名　源栄
1　決定年月日時　平成24年12月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月21日まで
5　免責審尋期日　平成25年２月21日午後３時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第１２５０号
東京都国立市谷保6738番地の１美野和パークタウン307
債務者　舩山絵理子
1　決定年月日時　平成24年12月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月21日まで
5　免責審尋期日　平成25年２月21日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第４４号
北海道根室市千島町１丁目45番地
債務者　三条こと　神田惠美子
1　決定年月日時　平成24年12月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月15日まで
5　免責審尋期日　平成25年２月22日午前11時30分
釧路地方裁判所根室支部

平成２４年（フ）第２４０号
釧路市柳町６番６号　フラワーハイツ205号
債務者　柿文テントこと　柿崎　良一
1　決定年月日時　平成24年12月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月18日まで
5　免責審尋期日　平成25年２月21日午前11時
釧路地方裁判所

平成２４年（フ）第２７１号
釧路市若草町21番223号　ＪＲ宿舎26号204
債務者　及川　雪乃（旧姓三浦）
1　決定年月日時　平成24年12月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月18日まで
5　免責審尋期日　平成25年２月20日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２４年（フ）第４７０号
鹿児島県西之表市西之表16932番地24
債務者　木村　英二
1　決定年月日時　平成24年12月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月19日まで
5　免責審尋期日　平成25年２月19日午前９時30分
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２４年（フ）第１２６９号
東京都八王子市南大沢５丁目１番地１―207
債務者　菊地　紀子
1　決定年月日時　平成24年12月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月21日まで
5　免責審尋期日　平成25年２月21日午後３時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第１２８３号
東京都東村山市栄町１丁目６番地１リシェス久米川506
債務者　松井　貴子
1　決定年月日時　平成24年12月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月21日まで
5　免責審尋期日　平成25年２月21日午後３時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第１３３９号
東京都町田市金森東１丁目５番28号101
債務者　櫻井　　昇
1　決定年月日時　平成24年12月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月21日まで
5　免責審尋期日　平成25年２月21日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第２６７１号
横浜市都筑区仲町台２丁目18番６号　ＪＴビル301
債務者　福岡　　龍
1　決定年月日時　平成24年12月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月21日まで
5　免責審尋期日　平成25年２月22日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１３３７号
東京都府中市八幡町２丁目４番地の１ウィン府中313
債務者　稲田　悠二
1　決定年月日時　平成24年12月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月22日まで
5　免責審尋期日　平成25年２月22日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第１３４０号
東京都町田市森野５丁目19番17号アマノ町田北斗寮101
債務者　大島　優太
1　決定年月日時　平成24年12月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月22日まで
5　免責審尋期日　平成25年２月22日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第５６７号
静岡県浜松市西区舞阪町浜田611番地の１アクアブローⅠ201、前住所愛知県岡崎市福岡町字南西仲100番地　プラネット南岡崎106
債務者　木次谷義信
1　決定年月日時　平成24年12月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月22日まで
5　免責審尋期日　平成25年２月22日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２４年（フ）第２７２号
愛知県豊橋市植田町字西山田14番地１　３―402
債務者　石井恵美子
1　決定年月日時　平成24年12月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月22日まで
5　免責審尋期日　平成25年２月18日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部